

## 低アルコールリキュール等の特定の事項の表示に関する自主基準の運用上の取扱い

平成14年 9月 5日制定  
平成18年12月 7日改正  
平成20年 1月24日改正  
平成20年 5月16日改正  
平成21年11月17日改正  
平成22年11月16日改正  
平成26年10月10日改正  
平成29年 9月19日改正  
日本洋酒酒造組合

(果汁の使用割合の表示)

[第3条関係]

- 1 第1項の(注)の2に規定する「果汁を使用している旨の表示」には、低アルコールリキュールの原材料表示に関する自主基準(平成13年7月25日、日本洋酒酒造組合決定)に基づいて表示する原材料表示は含まない。

(注) この取扱いにより、果汁を使用している旨の表示が原材料表示だけであって商品名、小印、その他の箇所等への表示が行われていないときは、果汁の使用割合の表示を行う必要はない。

- 2 第1項の(注)の4に規定する「果実の浸漬酒」とは、酒類に果実を浸漬し、当該果実の成分を酒類に浸出させたもので、当該果実の香味を十分に有している酒類をいう(同条第2項において同じ。)
- 3 果汁の使用割合を計算した結果90%を超えた場合は、「果汁90%超」と表示をする。

(商品名)

[第4条関係]

- 4 第4条第2号の規定により果汁の用語を使用することができる商品名は、同条に規定するもののほか次のような例がある。この場合、「〇〇果汁のお酒」の「の」は省略することができる。
- 5 〇〇果汁のお酒、〇〇果汁のチューハイ等の表示を2行以上にわたって行うときは、全体を通じて意味の継続していることが必要である。この場合、商品名を2行以上とする場合は、商品名の末尾でないときでも各行の終わりには「果汁」の用語を置かないこととする。
- 6 〇〇果汁のお酒、〇〇果汁のチューハイ等の文字の大きさについては、「〇〇果汁」の文字の大きさが、「お酒」又は「チューハイ」の文字の大きさを上回らないようにする。

(果実の絵・写真等の表示)

[第5条関係]

- 7 「果実の絵・写真等を表示するときは」の「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項各号に規定する次のものをいう。

・ 表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダ

イレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)

三 ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告

五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

8 「果実の絵・写真等の大きさは他の表示事項とバランスのとれたものとし」の「バランス」とは、自主基準の目的を踏まえ、果実の絵・写真等の表示面積の大きさを、

① 果汁の使用割合を考慮する。

② 缶容器等への果実の絵・写真等の大きさが表示可能面積の4分の1(25%)以下とされている。

こと等とのバランスに配慮し、容器包装のみならず、テレビや店頭等の広告・宣伝を含む全ての表示について、全体の表示可能面積の4分の1(25%)以下とする。

ただし、葉書程度以下の店頭用小型POPについては、この限りでない。

なお、次の事項に留意することとする。

(1) 果実の絵・写真等の表示面積には、果実自体の表示面積のほか、果実の葉・茎・蔓等の関連部位の表示面積も含むものとする。

なお、果樹園等の風景画については、果実の絵・写真等が小さく、果実を強調するものでなく、果樹園等の風景を背景画として使用している場合に限り、果実の絵・写真等の表示面積に加えないことができる。

(2) 果実の絵・写真等の表示面積の測定は、例えば、缶容器への果実の絵・写真等の表示面積の大きさは、表示可能面積(側面展開図)のどこの180°をとっても4分の1(25%)以下とする自主基準の規定に準じた、広告・宣伝媒体に通常行われている各表示に最も相応しい測定方法による(その際、広告・宣伝媒体が球形や四角柱等の場合は、果実の絵・写真等が片寄った表示とならないよう表示可能面積(側面展開図)のどこの180°をとっても4分の1(25%)以下となるように配慮する。)

(3) 果実の絵・写真等の表示面積には、果実の絵・写真等を商品名等により遮っている部分も含めて計算することに留意する(例えば、円形の果実の絵・写真等の上に四角形で囲った商品名が表示されている場合は、その隠された四角形の表示面積部分を果実の絵・写真等の表示面積に含めるため、結果として円形の果実の絵・写真等の表示面積と同一表示面積として計算することとなる。)

(消費者に誤認される表示の防止)

[第7条関係]

9 第7条第1号の「天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示」とは、「天然」「自然」「生」「新鮮」「フレッシュ」のほか、これらの文言を含むもの、例えば、天然主義、自然派、新鮮組、ナチュラルスト、フレッシュャー等をいう。

(基準の運営)

[第10条関係]

10 第 10 条に定める基準の運営については、別に定める「日本洋酒酒造組合リキュール等表示委員会規程」による。

附 則

この取扱いは、平成21年11月17日から施行する。

なお、準備の都合等のため施行日から実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

附 則

この取扱いは、平成22年11月16日から施行する。

なお、準備の都合等のため施行日から実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

附 則

この取扱いは、平成26年10月10日から施行する。

なお、準備の都合等のため施行日から実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

附 則

この取扱いは、平成29年9月19日から施行する。

なお、準備の都合等のため施行日から実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。